

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 社会的な要因（農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁（<u>以下「公庫総裁」という。</u>）に指示したものに限り。以下同じ。）による一時的な農林水産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、餌料その他の農林漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。）の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）別表第4第1号の3、別表第4第1号の7及び別表第4第1号の10並びに平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号（株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第4号、第5号、第7号及び第17号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 貸付金の使途</p> <p>第3に規定する経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（①から⑨までに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 社会的な要因（農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものに限り。以下同じ。）による一時的な農林水産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油、餌料その他の農林漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。）の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。</p>

すおそれがあること。

⑤ (略)

⑥ 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限る。）をいう。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

⑦～⑨ (略)

⑩ 次のいずれかに該当する場合であって、金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ア 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けたものその他これに準ずるものとして公庫総裁が認めたもの。

イ 次の(ア)に掲げる経営状況のいずれかに該当し、かつ、次の(イ)に掲げる取引先金融機関との取引状況のいずれかに該当するもの。

(ア) 経営状況

a 最近における所得が、前年、2年前又は3年前の同期(災害等の特殊年を除く。)に比し悪化していないこと(中長期的には資金繰りが改善し農林漁業経営が安定することが十分見込まれると公庫総裁が認めたものを含む。)

b (略)

(イ) 取引先金融機関との取引状況

⑤ (略)

⑥ 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものに限る。）をいう。）により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

⑦～⑨ (略)

⑩ 次のいずれかに該当する場合であって、金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。

ア 取引先金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けたものその他これに準ずるものとして株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁が認めたもの。

イ 次の(ア)に掲げる経営状況のいずれかに該当し、かつ、次の(イ)に掲げる取引先金融機関との取引状況のいずれかに該当するもの。

(ア) 経営状況

a 最近における所得が、前年、2年前又は3年前の同期(災害等の特殊年を除く。)に比し悪化していないこと(中長期的には資金繰りが改善し農林漁業経営が安定することが十分見込まれると株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁が認めたものを含む。)

b (略)

(イ) 取引先金融機関との取引状況

a・b (略)

c 取引先金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高い状態にあると公庫総裁が認めたもの。

⑪ (略)

2 (略)

3 貸付限度額

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、非常災害等（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす事象として財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものをいう。以下同じ。）ごとに600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、非常災害等ごとに年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

① 主要な事業用資産について、非常災害等により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

② 非常災害等による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者

③ 非常災害等の影響により経営の維持安定が困難となった者

ただし、(1)又は(3)の貸付金残高と通算しないものとする。

また、①及び②に対する貸付けにあっては第2の1の(1)の資金に限り、③に対する貸付けにあっては第2の1の(2)及び(3)の資金に対するものに限る。

a・b (略)

c 取引先金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高い状態にあると株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁が認めたもの。

⑪ (略)

2 (略)

3 貸付限度額

(1) (略)

(新設)

(3) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者

なお、本特例の適用は、①については令和7年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったもの、②については財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示した期限までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(削る。)

(削る。)

(2) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額については、1,200万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

- ① 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者
- ② 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者

なお、本特例の適用は、令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(3) コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する貸付限度額については、600万円（ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）。

ただし、(1)、(2)又は(4)の貸付金残高と通算しないものとする。

なお、本特例の適用は、令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

(4) 次のいずれかに該当する者に対する貸付限度額につい

4 (略)

5 償還(据置)期限

償還期限15年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に定める者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和7年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

別紙様式

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

ては、600万円(ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合(簿記記帳を行っているものに限る。))にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)

① 主要な事業用資産について、令和6年能登半島地震により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた者

② 令和6年能登半島地震による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等となった者
ただし、(1)から(3)までの貸付金残高と通算しないものとする。

なお、本特例の適用は、令和8年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。

4 (略)

5 償還(据置)期限

償還期限15年以内(うち据置期間3年以内)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第121条第1項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第12条第1項に定める者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている被災農林漁業者にあつては、償還期限18年以内(うち据置期間6年以内)とする(令和6年3月31日までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。)

別紙様式

経営安定計画

農林漁業セーフティネット資金の借入れを必要としますので、経営安定計画書を提出します。

<p>殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>法人名（屋号）</p> <p>代表者氏名</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）</p> <p><input type="checkbox"/>災害 <input type="checkbox"/>法令に基づく行政処分、行政指導 <input type="checkbox"/>年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少</p> <p><input type="checkbox"/>最近3か月の粗収益（売上高）の減少 <input type="checkbox"/>所得率の悪化 <input type="checkbox"/>純利益額の減少</p> <p><input type="checkbox"/>売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等</p> <p><input type="checkbox"/>農林水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（局長等の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>生産資材の調達難（局長等の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>感染症（新型インフルエンザ等又は局長等の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>所得が2期連続の赤字 <input type="checkbox"/>所得が2期合計で赤字 <input type="checkbox"/>債務償還可能年数が20年以上</p> <p><input type="checkbox"/>金融機関との取引状況の悪化 <input type="checkbox"/>農林水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>イ～エ (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div>	<p>殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>法人名（屋号）</p> <p>代表者氏名</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資金の必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 資金が必要となった要因（該当するものに✓を付けてください。）</p> <p><input type="checkbox"/>災害 <input type="checkbox"/>法令に基づく行政処分、行政指導 <input type="checkbox"/>年間の粗収益（売上高）の10%以上の減少</p> <p><input type="checkbox"/>最近3か月の粗収益（売上高）の減少 <input type="checkbox"/>所得率の悪化 <input type="checkbox"/>純利益額の減少</p> <p><input type="checkbox"/>売掛債権の回収条件の長期化、買掛債務の支払条件の短縮等</p> <p><input type="checkbox"/>農林水産物価格の低下、生産資材価格等の高騰（農林水産省経営局長の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>生産資材の調達難（農林水産省経営局長の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>感染症（新型インフルエンザ等又は農林水産省経営局長の指定）</p> <p><input type="checkbox"/>所得が2期連続の赤字 <input type="checkbox"/>所得が2期合計で赤字 <input type="checkbox"/>債務償還可能年数が20年以上</p> <p><input type="checkbox"/>金融機関との取引状況の悪化 <input type="checkbox"/>農林水産物の販売先、資材等の仕入先の倒産等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>イ～エ (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(略)</p> </div>
--	--

附 則 （令和6年3月29日5経営第3168号）

1. この通知は、令和6年4月1日から施行する。
2. この通知の際現にあるこの通知による改正前の農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものは、この通知による改正後の農林漁業セーフティネット資金実施要綱第2の1の(3)の財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁に指示したものとみなす。
3. この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4. この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。